

厚生労働大臣の定める揭示事項

(令和7年4月1日現在)

【当院は保険医療機関です。(医療機関コード：581. 166. 7)】

1 入院基本料について

当院では、厚生労働大臣が定める基準による地域包括ケア病棟入院料1の届出を行っております。

3階一般病棟では1日に5人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しております。尚、時間帯ごとの配置は次の通りです。

- ・ 午前8：30～午後5：00まで看護職員1人当たりの受け持ち患者様は20人以内です。
- ・ 午後4：30～午前9：00まで看護職員1人当たりの受け持ち患者様は10人以内です。

また、1日に3人以上の看護要員（看護補助者）が勤務しております。

2 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束最小化について

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者様に関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束最小化について基準を満たしております。

3 当院では、関東信越厚生局長に下記の届出を行っております。

1）入院時食事療養費に係る食事療養について

入院時食事療養（Ⅰ）を算定すべき食事療養の基準に係る届出を行っております。

当院は、入院時食事療養に関する特別管理による食事の提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理の下に、適時（朝食は8時、昼食は12時、夕食は18時）適温にて提供しております。また「食堂加算」も基準を満たしています。

区分		標準負担額
一般所得者(住民税課税世帯)		510円／食
指定難病患者等		300円／食
低所得者Ⅱ (住民税非課税世帯)	入院期間が90日以内	240円／食
	入院期間が90日超(長期該当者)	190円／食
低所得者Ⅰ・老齢年金福祉受給者(住民税非課税世帯)		110円／食

2）基本診療料の施設基準等に係る届出

地域包括ケア病棟入院料1（看護職員配置加算、看護補助体制充実加算1）診療録管理体制加算3、感染対策向上加算3（連携強化加算、サーベイランス強化加算）、データ提出加算2ーロ、認知症ケア加算3、協力対象施設入所者入院加算、機能強化加算、医療DX推進体制整備加算

3）特掲診療料の施設基準等に係る届出

在宅療養支援病院、往診料の注10に規定する介護保険施設等連携往診加算、在宅時医学総管理料及び施設入居時等医学総管理料、CT撮影及びMRI撮影、検体検査管理加算（Ⅰ）、がん性疼痛緩和指導管理料、ニコチン依存症管理料、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2に規定する遠隔モニタリング加算、遠隔画像診断、胃瘻造設術、胃瘻造設時嚥下機能評価加算、脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ）、運動器リハビリテーション料（Ⅱ）、呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）、救急搬送看護体制加算2、外来・在宅ベースアップ評価料（1）、入院ベースアップ評価料

- 4 当院では、患者様の希望によりその使用料、利用回数に応じた実費の負担をお願いしております。別揭示（保険外負担金表）をご確認ください。
- 5 当院の個人情報保護方針、取り扱いは院内別揭示（個人情報保護）をご覧ください。
- 6 当院は「かかりつけ医」としての取組みを行なっています。取組みのついては別揭示等をご覧ください。
- 7 当院では後発医薬品の使用を積極的に取り組んでおります。